

St. Luke's International University Repository

シンポジウム 実践重視の看護を問い直す / 行政の視点から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田村, やよひ, Tamura, Yayohi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/00014765

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



実践重視の看護を問い直す／行政の視点から

田村 やよひ¹⁾

I. 今なぜ、行政にいるのか

私は看護基礎教育を終了した後、大学の研究室での仕事を振り出しに、3年の臨床、9年の教員生活を経て、昭和63年に聖路加看護大学大学院の修士課程に入学した。続けて東京大学大学院で博士課程も修了し、平成5年に厚生省に入った。臨床、教育、研究とそれぞれ興味深い体験の連続であったが、今、行政の場において思うことは、これまた日々刺激的、興奮を覚える毎日なのである。

振り返ってみると、私の行政への関心は学生時代からではなかったかと思う。社会医学、公衆衛生に関心を持っていた私は、フィールドワークを通して貧困と疾病の循環に深く心を痛め、憤りを感じるとともに、幸福に暮らすとはどういうことかと考えた。そして社会を動かすのは経済ではないかと思い、大学では応用経済学を学んだ。

このような若い頃の指向性は社会を変えていくこと、新たな仕組みを作っていくことへの土台を築いたのではないかと思う。そして大学院では、先生方やクラスメイトとの議論を通じて、変革を起こすことや新たな仕組み作りこそが大学院を修了した者の果たすべき役割だという認識を深くしたのだった。

II. 行政に入る以前の私の問題意識

臨床、教育、研究などの実践を通じて、私はさまざまな疑問や困難にぶつかり、ある時には不合理だと憤慨し、ある時には自分の力のなさに落ち込み、またある時には組織的に問題を解決しようと取り組みもした。

厚生省に入る以前に、私がどんな問題意識を持っていたのか、看護行政の課題との関係で上げてみよう。

1) 看護婦不足：なぜ看護婦は辞めるのか。

平成2年から4年にかけて、看護婦不足は大きな社会問題になっていた。入省の頃の私の関心は、なぜ看護婦は職場を離れるのかということであり、仕事を続

けるにはどのような職場の条件を整えればいいのかを考えたいと思っていた。

しかし、看護婦が仕事を辞めていく背景には、もっと根深い問題があるのではないかということにも気づいていた。それは、ある看護婦2年課程養成所の非常勤講師の経験に基づいている。その養成所は貧弱な施設とたった3人の専任教員とで教育が行われていた。学生にとって、自分が受けた教育にプライドが持てず、「辞めても惜しくない」と思っても不思議ではない貧困な教育環境だった。このような教育の実態が主流であるとすれば、どんなに看護婦を養成しても次々と辞めていく状態を変えることはできないと思った。

2) 看護教育のダブルバインド

教員になってまもなく、短期大学の看護教育は短期大学設置基準と保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則とに縛られていることを知った。昭和50年代前半の当時、看護婦教育は指定規則上、3375時間であり、短期大学設置基準の93単位に納めるのは至難の技であった。

また博士課程に在籍していた頃、保健婦助産婦看護婦法の問題点を考察し、看護職が専門職として自立するためにはどのように法律を変えていったらいいのか、ということの検討に関わらせていただいた。他の医療職種の法律と比較検討する中で、医師のように正規の大学を卒業すれば国家試験受験資格を与えるというように保健婦助産婦看護婦法を変え、大学の看護教育を指定規則で二重に縛らないようにすべきではないか、看護を発展させていくためにも大学の教育の自由度を拡大すべきではないかと強く感じたのだった。

3) 准看護婦の問題

非常勤であれ、看護婦2年課程の教育に携わることによって、私は初めて准看護婦と出会い、准看護婦問題の一端に触れることができた。今思えば、その養成所は昼間定時制の形態であり、学生は午前中勤務し、昼食後から準夜勤務までを学校で過ごしていた。従って、遅刻者や授業中に眠る学生も多く、また白衣のまま授業を受け終業のベルがなる前に当然のように教室を抜けて勤務に就く学生も後を断たなかった。

そのころの私は准看護婦制度があることを知っては

1) 前厚生省健康政策局看護課（課長補佐）

厚生省看護研究研修センター（所長）

いたが、准看護婦や准看護婦生徒達が抱える深刻な問題について思慮がおよぶだけの知識も経験もなかった。しかし、2年課程学生の学習態度に教師としてのやりきれなさを感じるとともに、このようにして看護婦になっていく集団がいることにショックを感じた。

III. 行政の中での学び

看護行政に携わった3年半の中で、本当にたくさんの経験をした。看護課の日常業務である看護婦養成所の指定や運営に関する事、国家試験に関する事、看護業務の改善に関する事などに加え、平成5年には保健士誕生と看護婦2年課程通信制検討会、平成6年には少子・高齢社会看護問題検討会を設置し、21世紀に向けた看護の課題を整理していただいた。

この検討会の提言を具体化するため、平成7年から8年にかけては看護職員の養成に関するカリキュラム等改善検討会を動かし、保健婦、助産婦、看護婦のカリキュラム、教員数や施設設備の基準を改正した。

また平成7年10月には、准看護婦問題調査検討会を設置し、准看護婦問題に関わる全国調査を実施した。調査小委員長である東京大学の似田貝教授をして「ギネスブックものだ」と言わしめた、11種類の調査票による6000名に近い対象者の同時調査を実施し、その結果を今年6月末に公表した。

このような中で、私にはこれまで見えなかったり、考えもしなかったいろいろなことがわかってきた。

ひとつは人間の理解である。人間に対する基本的信頼の上に立って「愛のある良い行為をする」という看護の行動論理とは全く異なる論理で動く人間が世の中にはいるという気づきである。法の網をくぐろうとする人、公益性を主張はするが私利私欲が見え隠れする人、善意を逆手に取る人など、これまでの看護の臨床や教育の場では遭遇しなかったタイプの人たちと出会うこともあり、私が単純だった、世の中を知らなかったと思わされることもあった。

2つ目には、物事の多面性。これもわかっているつもりであっても、私は看護の理想を追求するという方向から一面的に捉えがちになる。何か物事を変えようとするとき、痛手を被る側のことを考えるようにと言われたことがある。また行政をすすめるには、リーガル・マインドが必要であるともいわれた。リーガル・マインドとは、公平性とか誠実性とでも言えるのだろうか。

3つ目には行政はどの部局も激しく動いているため、常に他の部局や時には他省庁にも高いアンテナを張り、的確に情報収集し、判断し対処しなければならないところであるということだ。判断は、その情報が看護に関連するのかもしれないのか、関連するとすればどの部分に影響がおよぶのか、影響は望ましいものかそ

うでないのか、望ましくないものであればどのように止めることが可能か、それは行政内部だけで可能か、他者の力を借りる必要があるのかなどである。これらのことをすばやく判断し、適切に対処する必要がある。対応の時機を逸すると、何も対処しなかったことと同じになったり、判断を誤れば将来に禍根を残す失敗をしかねない。入省当時の局長は、ある挨拶の中で、「行政官に必要なのは、本質を見抜く力と先見性だ」と言っていたことが思い出される。

4つ目には、何よりも看護行政に携わるには、看護の教育や実践が将来どんな姿であったら国民にとってもっとも良いのかという目標、理想を明確に持つことである。これが、看護の行政に携わる人間を強くさせる。そしてこれらの目標や理想を、素人にわかる言葉で伝えることが必要なのである。予算要求の時など、特にこうした力が求められる。

IV. 行政から教育・研究・実践に望むこと

教育者に対しては、政治、経済、行政などの動向と国民の健康・看護とを結び付けて考えようとする広い関心をもった学生を育ててほしい。看護は患者個々人のニーズに対応することが基本ではあるが、それらのニーズは社会の変化と切り離すことはできないからである。

研究者に対しては、ぜひ行政・政策作りに活かしていくことのできる研究を進めていただきたい。4年間、こんなデータがあったら良いのに、と何度思うことがあったか知れない。看護対策総合研究事業も進んできたので、今後は徐々に改善されてくるだろうが、行政は調査や研究などの客観的データで動くものなので、データは必須なのである。

看護実践家に対して、現場は日々変化しているであろうが、大きな機構改革や看護提供体制や勤務体制などの変更を考えている場合には、これらの変更を準実験と考えて、変更前後の看護婦や患者などのデータを残してほしい。看護を望ましい方向に変えていく時の貴重な生きたデータになり、活用度も高いものである。